

議案第 7 2 号

世田谷区立世田谷文学館の指定管理者の指定  
上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 1 5 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 世田谷区立世田谷文学館の指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4  
4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、本案を提出する。

## 世田谷区立世田谷文学館の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、世田谷区立世田谷文学館の指定管理者を次のとおり指定する。

| 施設の名称       | 指定管理者          |                   | 指定の期間                      |
|-------------|----------------|-------------------|----------------------------|
|             | 名称             | 所在地               |                            |
| 世田谷区立世田谷文学館 | 公益財団法人せたがや文化財団 | 東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号 | 令和9年4月1日から<br>令和14年3月31日まで |